

原議保存期間 10 年  
(平成 28 年 12 月 31 日まで保存)

各管区警察局交通担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁規発第 30 号  
平成 18 年 4 月 7 日  
警察庁交通局交通規制課長

交通信号機に対する意見・要望の窓口(信号機 BOX)の開設について交通規制に対する意見・要望の窓口として、道路標識意見箱(以下「標識 BOX」という。)が各都道府県警察において設置・運用されているところであるが、交通信号機に関する意見・要望が多いことから、それらを聴取する窓口を別途設けることが望ましいので、各都道府県にあつては下記のとおり設置を推進し、交通警察行政に活かすよう努められたい。

## 記

### 1 設置の趣旨

標識 BOX 制度は、道路標識の改善・整備を図ることを目的として設置し、さらに標識以外の意見等についても受け付けてきたところであるが、道路標識・標示以外の意見が約 6 割を占めるに至るなど、名称と運用に差異が生じている。中でも、交通信号機の設置・運用に関するものが全体の約 3 割を占めている。(平成 17 年中に都道府県警察及び警察庁に寄せられた意見。別紙参照)

現制度では、交通信号機に対する意見・要望先が不明瞭であり、それらの意見・要望が取込みにくく、さらに標識 BOX 制度については国土交通省との連携施策のため、このまま継続する必要があることから、標識 BOX とは別に、今回新たに交通信号機に関する意見箱を設置することとした。

### 2 設置及び運用

#### (1) 設置について

各都道府県警察においては、標識 BOX に加えて交通信号機に関する意見・要望を受け付ける窓口を設置すること。なお、現在、標識 BOX 以外にも交通信号機に関する受付窓口を設置している都道府県警察においては、その制度を活用することとしても構わない。

名称については、新たに受付窓口を設置する都道府県警察においては「信号機 BOX」とすることとし、現在既に設置されている都道府県警察においては従来通りの名称を使用しつつ括弧書きで(信号機 BOX)を併記すること。

#### (2) インターネットの活用について

上記信号機 BOX の趣旨・システム説明のページ及びそのページから電子

メールや入力フォーム等で意見を受け付けるようにすること。

(3) 周知について

警察本部（交通管制担当課）のみならず、警察署、交番、運転免許試験場等の警察施設を始め、地区交通安全協会、JAF 等の交通関係団体等にもその協力を得て積極的な窓口の開設を行い、また、各種メディア等を活用して広報啓発活動を推進すること。

3 留意事項

(1) ホームページへの標識 BOX の設置について

都道府県警察本部ホームページにおいて標識 BOX の趣旨・システム説明のページの設置及びそのページから電子メールや入力フォーム等で意見受付を未だ行っていない都道府県警察については、早急に設置すること。

(2) 報告について

標識 BOX 及び信号機 BOX に関する意見箱の年次報告については、別途指示する年次報告様式により、警察庁交通局交通規制課に報告すること。

4 関連通達

道路標識改善対策協議会の設置、道路標識意見箱（通称「標識 BOX」）の開設等について（平成元年4月26日付け警察庁丁規発第74号）

別紙

標識BOXに寄せられた意見内容（平成17年中に都道府県警察及び警察庁に寄せられた意見合計）

意見の内容		受理件数	
道路標識	破損、汚損している	346	
	視認性が良くない	街路樹の陰になっている	252
		標識、信号、電柱等の陰になっている	10
		他に視認性の高い設置場所、方法がある	95
		その他	74
	規制内容が容易に判断できない	補助標識の文字が小さくて見づらい	1
		補助標識の内容が複雑である	4
		多数の標識が併設されている	1
		その他	20
	標識が集中して設置されている	設置間隔が小さい	1
		交差点付近に集中している	2
		その他	4
	設置しておく必要がない	道路環境の変化に対応していない	7
		その他	7
	標識及び標示が整っていない	案内標識と規制標識が整合していない	3
		規制標識相互の内容が調整されていない	2
		標識と標示が整合していない	
		その他	3
	歩行者、車両等の通行の障害となっている	24	
指定方向外進行禁止等の図柄が道路形状とあっていない	1		
その他	65		
道路標示	道路標示が不鮮明である	50	
	横断歩道・自転車横断帯の位置が適切でない	8	
	停止線の位置が適切でない	22	
	図示標示の位置が適切でない	3	
	その他	49	
小計		1054	
上記以外	交通規制の新規実施改善に関するもの	378	
	交通信号機の設置運用に関するもの	680	
	情報板等の設置運用に関するもの	33	
	その他	308	
小計		1399	
合計		2453	

